

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



相続・贈与税編

Q 平成25年の税制改正により、孫に対する教育資金の贈与ができるようになった。私にも孫がいるので、どのような制度が教えてください。

A 金贈与制度の概要

30歳未満の受贈者が、①その直系尊属(親や祖父)と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等に預金・貯金として預入した場合、③教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所において有価証券を購入した場合に、取得した信託受益権や金銭等のうち1,500万円までの部分については、取得時点では贈与税が課税されません。

了した日、③受贈者が死亡した日、のいずれか早い日に終了します。

(1) 教育資金の贈与と制度の概要

この制度の適用を受けようとする受贈者は「教育資金非課税申告書」を、取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。その後、取得した金銭等を使用した場合には、領収書等を取扱金融機関に提出します。取扱金融機関では、それらを記録・保管します。

(4) 教育資金に課される贈与税

$$\text{課税価格} = \text{入額} - \text{信託等により取得した金額} - \text{教育資金に充てられた金額} \quad (*1)$$

*1…取扱金融機関により記録された金額

(5) 扶養義務者相互間で行なわれる教育費贈与との違い

そもそも、扶養義務者相互間で教育費を贈与した場合、贈与税は課税されないこととされています(相法21条の3)。この扶養義務者には直系尊属も含まれると考えられますので(民法877条)、今回の改正法案に盛り込まれた教育資金贈

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

(6) 適用を受けられる期間

この制度の適用を受けられるのは、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に贈与されたものに限られます。なお、現時点では平成25年度税制改正法案(所得税)はまだ可決されていませんので、今後の国会動向を注視する必要があります。

(7) その他の留意点

扶養義務者相互間の教育資金贈与であれば、贈与があった日の属する年が課税対象期間となります。この場合、その年分の教育資金として使われない金額については、将来使用されることが見込まれているとしても、贈与税の課税対象となりません。これを避けるために教育資金を必要年度贈与し、それ以外を預金名義預金を含む)のまま保持した場合、相続発生時までに使われなかった額が相続財産となり、相続税の課税対象となります。

受贈者	30歳未満
贈与者	直系尊属
非課税枠	1500万円
課税時期	教育資金管理契約の終了時
課税対象	教育資金に充当されなかった額